

## 長野市の地域福祉推進施策について

- 1 一人ひとりの思いを受けとめ、  
福祉サービスや支え合い活動を充実するために

支所、公民館等、既存市有施設の有効活用を基本としながら、地域公民館等の地域資源の活用を含めて、住民が広く利用でき、かつ、相談窓口の機能を併せ持つ「場づくり」を支援すること。

福祉サービス事業者等との連携が図られるよう積極的に「地域福祉よろず相談」の周知に努めるとともに、福祉分野を横断するチームの編成により、課題の共有と総合的な相談支援体制の早期構築を図ること。

地域福祉活動の担い手の意識や技術の向上を図るため、人材養成研修の充実を図るとともに、福祉事業関係者のネットワークづくりを進め、その情報を積極的に提供し、活動の支援に努めること。

地域課題やニーズを地域福祉活動へ結びつけるため、地区地域福祉活動計画の策定の促進が重要であり、策定に当たっては、専門的見地からの助言やノウハウの提供等を継続し、支援すること。

- 2 一人ひとりの思いをつなげ、さまざまな担い手が  
連携できる仕組みをつくるために

地区地域福祉活動計画づくりの推進及び福祉サービスや支え合い活動を柔軟にコーディネートする地域福祉ワーカーは、地域福祉推進に欠かせない人材であり、市内全地区への早急な配置を促進すること。

地域福祉ワーカーには、専門的研修の機会を提供し、資質の向上を図るとともに、その役割や活動を、地域に対して積極的に周知し、住民自治協議会を始め、地域全体で地域福祉ワーカーへの支援・協力が行えるよう働きかけること。

地域福祉ワーカーだけの連携にとどまらず、社会福祉士、ボランティア等あらゆるコミュニティーワークの担い手との連携協力体制を取ることができるよう、「地域福祉ワーカー連絡調整会議」等を開催し、ワーカー活動を支援すること。

地域住民や地域の活動団体と福祉の専門職が地域福祉の現状把握と課題認識を継続的に確認しあえるネットワークの構築を促す等、地区団体間等の連携関係の強化を支援すること。

地区地域福祉活動計画の推進等によって示される多様な地域福祉課題を総合的に捉え、解決に取り組むため、「地域福祉庁内推進会議」の開催を継続し、市役所内部の連携協働体制の充実を図ること。

### 3 地域福祉を推進するための基盤をつくるために

地区社会福祉協議会は地域福祉活動の推進基盤の中心組織としての役割を担っていくことが期待されるが、各地域の地域福祉活動の実施状況に格差が見られるため、地区社会福祉協議会に対し、役員懇談会等の開催を働きかけ、専門的見地からの助言や財政支援等を継続し、活動力強化に努めること。

住民による主体的なまちづくりを進めることを目的として市内各地区で住民自治協議会が設立されてきている。地域福祉に関して、同協議会と地区社会福祉協議会、地域福祉ワーカー、民生・児童委員等の地域福祉の関係者が連携・相互補完することにより、一体的かつ効果的な地域福祉が展開されるよう働きかけること。

支所、公民館等、既存市有施設の有効活用を基本としながら、地域公民館等の地域資源の活用を含めて、住民が広く利用できる地域福祉拠点の整備を促進すること。

なお、詳細については別紙「長野市の地域福祉推進施策について」のとおりです。